

伊勢志摩リハビリテーション専門学校 進級・卒業に関する規定

(総則)

第1条 伊勢志摩リハビリテーション専門学校に在籍する学生の進級ならびに卒業に関する取り扱いはこの規定の定めるところによる。

(認定)

第2条 進級ならびに卒業の認定は、進級判定会議または卒業判定会議の決議を経て、学校長が行う。

(進級・卒業の基準)

第3条 進級ならびに卒業は、次の条件を満たしたものとする。

- (1) 進級においては、学則に定める当該学年の所定の科目を全て合格していること。
- (2) 卒業においては、学則に定める全科目および卒業試験に合格していること。

(原級留置)

第4条 進級または卒業の基準を満たさない者は原級に留置く。

- 2 原級留置となった者は原学年に留まり、履修認定された基礎分野を除く科目については再履修しなければならない。

(その他)

第5条 本規定の改定は、教務会議の議を経て学校長が行う。

附 則 (施行日) この規程は、令和6年4月1日より施行する。